

第34回定時株主総会招集ご通知に際しての インター ネット 開 示 事 項

業務の適正を確保するための
体 制 及 び 運 用 状 況

連結計算書類の連結注記表

計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

株式会社キャピタル・アセット・プランニング

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www2.cap-net.co.jp/ir/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆さんにご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに係る規程を制定すると共に、コンプライアンス委員会を設置し、役職員のコンプライアンス意識の浸透や向上のために必要と判断される事項を実行し、全社的コンプライアンス体制の充実を図る。
- ② 内部通報制度を整備し、グループ会社の法令違反行為あるいは企業倫理上問題のある行為を早期に把握し解決するよう取り組む。
- ③ 内部監査室の内部監査を通じて、グループ会社のコンプライアンスの運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
- ④ 監査役は、監査役監査規程等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令、文書管理規程、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアルに基づき、文書又は電磁的媒体により記録の上、適切に管理、保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行に係るリスクについては、各部門の責任者が権限の範囲内にてリスクを評価し、対応策を検討する。特に重要な案件や担当部門の権限を超えるものについては、取締役会又は経営戦略会議で審議し、意思決定を行うと共に、その後も継続的にモニタリングを実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、職務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。
- ② 業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- ③ 取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講じる。

(5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ① グループの企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループの経営理念に基づき「C A P グループ会社行動憲章」を定め、企業集団として理念及び統制環境の統一に努めるものとする。
- ② 当社は、子会社の経営管理について、「子会社管理規程」を定め、子会社の重要な職務執行に関し、当社が承認又は報告を受けることとする。
- ③ 当社の内部監査部門は、子会社を監査対象に含め、グループ会社の内部監査を実施する。
- ④ 子会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役として派遣し、グループ会社全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。

(6) 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制

グループ会社における財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況及び運用状況の評価を定期的に実施し、不備が発見された場合は速やかに是正を行い、内部統制が有効かつ適切に機能する体制を維持する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該補助使用人を指名することができる。
- ② 指名された補助使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。
- ③ 指名された補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査役との事前協議を経て決定する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、当社取締役会及び重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ② 監査役は、必要に応じてグループ会社の取締役、使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受けることができる。
- ③ グループ会社の役職員は、グループ会社において業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告を行う。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、グループ会社の取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- ② 監査役に報告をした者が、当該報告を理由として人事上その他一切の点で、当社から不利な取扱いを受けない。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を行う。
- ② 監査役は、会計監査人から会計監査についての説明を受け、定期的に情報交換を行う。
- ③ 監査役と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- ④ 監査役が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

<当社の運用状況>

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

C A P グループ行動憲章を定め、6回コンプライアンス委員会を開催し、全役職員に対しては、コンプライアンスセルフチェックを年2回及びコンプライアンス教育を年1回実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令、文書管理規程、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアル等に基づき、適切に管理、保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報セキュリティ委員会を毎月開催し、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアルに準じた業務運営を実施しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行の組織的かつ効率的な運営を図っております。

(5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営管理について、子会社管理規程に基づき運用を行っております。

また、当社役職員を取締役及び監査役として子会社に派遣し、ガバナンス強化及び経営のモニタリングを行っております。

(6) 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制

グループ会社における財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況及び運用状況の評価を実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現状では、補助使用人を置いておりませんが、監査役からの要請があれば、直ちに置くことにしております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役報告規程を制定しており規程に準じた運用が実施されております。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役報告規程に定めております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からの請求の都度適切に処理しております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

毎月代表取締役と監査役との意見交換会を実施しており、十分な意思疎通と信頼関係を深めております。

以上

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社インフォーム

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2) 備付資産

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 3～10年

2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。ただし、特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 品質保証引当金

製品納入後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして当連結会計年度に対応する発生予想額を計上しております。

3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、進行中の業務のうち、当連結会計年度末時点では将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失見込額を計上しております。

4) 賞与引当金

連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は、2021年12月24日開催の第33回定時株主総会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、役員退職慰労引当金全額を取崩し、打ち切り支給に伴う未払金を固定負債のその他に含めて表示しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主にシステムの受託開発及び準委任契約に基づくシステム開発技術者の労働力の提供のほか、特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの使用許諾サービス並びに開発システムの保守運用サービスの提供を行っております。

システムの受託開発は、契約に基づき開発作業を進めるにつれ一定の期間にわたり顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。また、重要性の乏しい契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム開発の準委任契約は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて顧客に対する履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの使用許諾サービス及び開発システムの稼働後の保守運用をバックアップするサービスは、当該サービス提供期間内で日々又は反復的に履行義務を充足していると判断し、期間経過に応じた収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

2) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、システムの開発契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは、原価比例法）を、その他の契約については検査基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、重要性の乏しい契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は193,167千円、売上原価が133,990千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ59,177千円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は26,344千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減価償却費	219,039
減損損失	127,614
ソフトウェア	481,537

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

1) 算出方法

特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアは、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上しております。また、当初想定した収益が獲得できていないなど、減損の兆候がある資産または資産グループについては、将来の回収可能性を検討し、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

2) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの前提となる見込販売収益は、締結済みの使用許諾契約の継続可能性及び翌連結会計年度以降の新規使用許諾契約の獲得可能性を考慮して見積っております。

3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見込販売収益は、既存顧客との使用許諾契約の継続可能性及び見込顧客からの受注予測が反映されており、販売実績が見込から大きく乖離した場合においては、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における開発原価総額の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
進捗度に基づき収益を認識した金額	747,886

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

1) 算出方法

システムの受託開発契約に係る一定の期間にわたり充足される履行義務については、重要性の乏しい契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を適用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、プロジェクトの開発原価総額の見積りに対する当連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

2) 主要な仮定

開発原価総額の見積りにおける主要な仮定は、システムの受託開発の作業内容に伴い発生が見込まれる作業工数等が挙げられます。

3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

システムの受託開発は、プロジェクトの個別性が強く、仕様や作業内容は顧客からの要望により決定します。顧客からの要望の高度化、あるいは契約時には予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れにより、当初の見積り以上の作業工数等が必要となる場合があります。この結果、進捗率が変動した場合においては、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2021年12月16日開催の取締役会で神保町オフィス退去に関する決議を致しました。

この神保町オフィス退去に伴い、建物及び構築物並びに当該資産の原状回復に係る資産除去債務につきましては、退去予定日までの期間で減価償却費及び資産除去債務の費用計上が完了するよう、当連結会計年度において耐用年数を変更しております。これにより、従来の方法に比べて当連結会計年度の営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失が19,122千円それぞれ増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 340,201千円

(2) 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,200,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	700,000千円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

用途・種類	場所	減損損失（千円）
特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェア	東京事務所（東京都港区）	127,614

② 減損損失の認識に至った経緯

上記特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアにつきましては、当初想定した収益が獲得できておりず、減損の兆候が認められたため、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

③ 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、使用見込期間が短期であるため、割引率は考慮しておりません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 連結会計年度末における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,708,496	13,246	—	5,721,742

(注) 発行済株式の総数の増加は、2021年12月24日開催の取締役会決議に基づく、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	28,534	5.0	2021年9月30日	2021年12月27日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	31,461	5.5	2022年3月31日	2022年6月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年12月23日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のと
おり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	31,461	5.5	2022年9月30日	2022年12月26日

(3) 当連結会計年度の末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の 目的となる株式の種類及び数

普通株式 69,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、財務経理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

差入保証金については、定期的に差入先の財務状況等を把握しております。

2) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を短期運転資金の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(注) 2 参照。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	374,058	374,058	—
(2) 差入保証金	211,025	206,565	△4,460
資産計	585,084	580,623	△4,460
(1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	877,961	869,601	△8,359
負債計	877,961	869,601	△8,359

- (注) 1 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 2 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は19,990千円であります。
- 3 市場価格のない株式等は、(1) 投資有価証券には含まれおりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	29,720

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	374,058	—	—	374,058
資産計	374,058	—	—	374,058

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	206,565	—	206,565
資産計	—	206,565	—	206,565
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	869,601	—	869,601
負債計	—	869,601	—	869,601

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(投資有価証券)

上場株式及び投資信託は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(差入保証金)

差入保証金の時価は、償還予定期限を見積り、国債の利回り等適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(長期借入金)

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

売上区分	当連結会計年度
システム開発	6,315,126
使用許諾・保守運用	399,428
その他	32,534
合計	6,747,089

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、上記いずれも履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

売上区分	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	647,819
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,004,390
契約資産（期首残高）	985,382
契約資産（期末残高）	797,249
契約負債（期首残高）	84,327
契約負債（期末残高）	106,852

契約資産は、主にシステムの受託開発等の一定の期間にわたり充足される履行義務について、未請求の受託開発の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、契約条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち契約負債（期首残高）に含まれていた額は、84,327千円であります。なお、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 500円34銭

1株当たり当期純損失（△） △43円45銭

(注) 「2.会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たりの純資産額は11.79円増加、1株当たり当期純損失は7.19円減少しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。ただし、特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 品質保証引当金

製品納入後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして当事業年度に対応する発生予想額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、進行中の業務のうち、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は、2021年12月24日開催の第33回定時株主総会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、役員退職慰労引当金全額を取崩し、打ち切り支給に伴う未払金を固定負債のその他に含めて表示しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主にシステムの受託開発及び特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの使用許諾サービス並びに開発システムの保守運用サービスの提供を行っております。

システムの受託開発は、契約に基づき開発作業を進めるにつれ一定の期間にわたり顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、プロジェクトの総見積原価に対する事業年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。また、重要性の乏しい契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの使用許諾サービス及び開発システムの稼働後の保守運用をバックアップするサービスは、当該サービス提供期間内で日々又は反復的に履行義務を充足していると判断し、期間経過に応じた収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、システムの開発契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは、原価比例法）を、その他の契約については検査基準を適用しておりましたが、当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、重要性の乏しい契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

この結果、当事業年度の売上高は193,167千円、売上原価が133,990千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ59,177千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は26,344千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減価償却費	219,039
減損損失	127,614
ソフトウェア	481,537

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結計算書類の「3. 会計上の見積りに関する注記(1) 特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における開発原価総額の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
進捗度に基づき収益を認識した金額	747,886

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結計算書類の「3. 会計上の見積りに関する注記(2) 一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における開発原価総額の見積り」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2021年12月16日開催の取締役会で神保町オフィス退去に関する決議を致しました。

この神保町オフィス退去に伴い、建物及び当該資産の原状回復に係る資産除去債務につきましては、退去予定日までの期間で減価償却費及び資産除去債務の費用計上が完了するように、当事業年度において耐用年数を変更しております。これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業損失、経常損失、税引前当期純損失が19,122千円それぞれ増加しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 340,201千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,177千円

短期金銭債務 2,392千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額 1,200,000千円

借入実行残高 500,000千円

差引額 700,000千円

(4) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務 32,916千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引の取引高の総額

売上原価 37,492千円

(2) 減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

用途・種類	場所	減損損失(千円)
特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェア	東京事務所(東京都港区)	127,614

② 減損損失の認識に至った経緯

上記特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアにつきましては、当初想定した収益が獲得できておりらず、減損の兆候が認められたため、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

③ 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、使用見込期間が短期であるため、割引率は考慮しておりません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,550株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

未払事業税	4,988
資産除去債務	41,572
減価償却超過額	48,946
減損損失	39,024
繰越欠損金	62,994
長期未払金	10,065
その他	7,015
繰延税金資産小計	214,608
評価性引当額	△55,251
繰延税金資産合計	159,357

繰延税金負債

建物	△24,773
有価証券評価差額金	△25,127
繰延税金負債合計	△49,901
繰延税金資産の純額	109,455

9. 関連当事者に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名 称又は氏名	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連當 事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	北山雅一	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 8.84	当社代表 取締役	役員退職慰勞 金返上による 債務免除	31,250	役員退職 金返上益	—

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	479円11銭
1株当たり当期純損失（△）	△52円02銭

(注)「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たりの純資産額は11.79円増加、1株当たり当期純損失は7.19円減少しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。